

2022年 1月 25日

課外活動団体のみなさま
学生のみなさま

学生部長 豊島 明子

課外活動における合宿および会食の原則禁止について

2021年12月3日付文書「課外活動における会食・合宿禁止の一部緩和について」でお知らせしてきましたように、12月初旬以降、合宿と会食の制限を部分的に緩和する措置を講じてきました。その後しばらくの間は、国内の感染状況も比較的落ち着き、いくつかの団体においては、年末年始にかけて合宿を実施することができました。

しかしながら、1月初旬から国内でオミクロン株が急拡大し、学内でも感染者や濃厚接触者となる学生が急増しています。また、直近では、課外活動団体においても複数の感染者が発生しています。課外活動では、マスクを着用しない場面や活動前後に会食等を行う場面もあるため、実際に多くの学生が濃厚接触者となり、結果的に一つの団体で複数名が感染する事例も発生しています。そして、ご承知のとおり、1月21日から2月13日までの間、愛知県が「まん延防止等重点措置」の対象地域となりましたので、より一層の警戒が必要です。

こうした状況を踏まえ、当面の間、宿泊を伴う合宿および複数名での会食については、再び、原則禁止といたします。なお、今後の学内の感染状況によっては、課外活動全体を制限することも考えられますので、皆さんのひき続きの感染症対策の徹底についてご協力をお願いいたします。

万が一、皆さんが感染者または濃厚接触者となった場合、そのご本人は本学保健センターへ、各団体の責任者は学生課課外支援係へ、速やかにご連絡していただきますようお願いいたします。

すでに本日以降に合宿が許可されている場合や、合宿中止に伴いキャンセル料が発生する場合は、学生課課外支援係に必ずご相談ください。

以上